

# 回覧

令和7年（2025年）2月

自治会町内会会員各位

鎌倉市地域共生課  
（鎌倉市消費生活センター）

## 消費者トラブルに関する注意喚起について

日頃から、消費者行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

消費者トラブルに関する最新の事例をいち早くお伝えするため、独立行政法人国民生活センターが発行する「見守り新鮮情報」をお届けします。御家族や知人へお知らせいただくなど、消費者トラブルの予防や早期発見、拡大防止のために御活用ください。

なお、独立行政法人国民生活センターでは、「見守り新鮮情報」のメール配信も行っています。お申込みについては右記 QR コードから御確認ください。



消費生活センターは、消費者と事業者との間に起きたトラブルについて、中立・公正な立場で解決を図る窓口です。

・「お試し」「1回だけ」のつもりで申し込んだが定期購入になっていた

・ネットで買い物をしたが、商品が届かず連絡もできなくなった

・トイレが詰まり慌てて修理を依頼したら、思いがけず高額だった

など、困ったことや不審なことがございましたら、鎌倉市消費生活センターへお気軽に御相談ください。

鎌倉市  
消費生活センターへ  
ご相談ください

鎌倉市役所本庁舎 1階 44 番窓口  
0467-24-0077（直通）

【対象者】 鎌倉市内に在住、在勤、在学の方

【相談日】 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）

【相談時間】 午前9時30分から午後4時まで

【相談方法】 電話または来所

土日祝日のご相談は、  
消費者ホットライン  
（局番なし）188へ

メールでの相談は、  
かながわ中央  
消費生活センターへ



## 見守り 新鮮情報

# 「〇〇ペイで返金 します」と言われ たら詐欺を疑って



ネットで腕時計を購入し、前払いで個人名義の口座に約2万円振り込んだ。その後「商品が欠品になった。返金するので担当者と無料通話アプリでやり取りするように」とメールが来た。無料通話アプリで連絡するとすぐに「〇〇ペイで返金する」と言われ、指示された通りに数字等の入力を繰り返した。気づいた

ときには、約10万円送金させられていた。販売業者にメールをするが連絡もなく、無料通話アプリもすでにブロックされていた。どうしたらよいか。(60歳代)

## ひとこと助言



見守るくん

- ネット通販で商品を購入したところ、販売業者から「欠品のため〇〇ペイ等のコード決済アプリで返金する」と言われ、返金手続きをしているうちに「返金」してもらはずが「送金」していたという相談が寄せられています。
- 販売業者から「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑いましょう。相手方の指示に従ってはいけません。
- 販売業者の名称・所在地・電話番号が明確に記載されていない、商品価格が通常より安い、支払方法が銀行振込みや電子マネーに限定されている、返品・返金ルールが記載されていない等のサイトは詐欺サイトの恐れがあります。利用前によく確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センターや最寄りの警察等にご相談ください（消費者ホットライン188、警察相談専用電話「#9110」番）。